

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） 提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限  
( 月 日)

□【第1期】対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は、当該賃金締切日の翌日。）から起算して6か月を経過した日の翌日から起算して2か月以内。  
□【第2期以降】各期の支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内。

【事業所名】 ※書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。早めの提出をお願いします。

事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考																
1	□	□	特定求職者雇用開発助成金支給申請書 【第1期の場合】 (様式第3号) 第1期支給申請書 【第2期以降の場合】 (様式第4号) 第2・3・4・5・6期支給申請書	初回の申請が第2期以降の場合、第1期支給申請書(様式第3号)を使用して申請してください。															
2	□	□	(様式第5号) 対象労働者雇用状況等申立書																
3	□	□	(様式第11号発) 雇用管理事項報告書	初回の申請時のみ必要															
4	□	□	対象労働者に係る賃金台帳又はその写し (対象労働者の労働時間及び対象労働者に対して支払われた労働に対する賃金が手当てごとに区分されていること)	【第1期】雇入れ日から支給対象期間の末日までの労働に対する賃金の支払い状況の分かるもの 【第2期以降】支給対象期間の労働に対する賃金の支払い状況の分かるもの															
5	□	□	対象労働者に係る出勤簿等又はその写し	【第1期】雇入れ日の属する月及び支給対象期間における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされたもの 【第2期以降】支給対象期間における対象労働者の出勤状況が日ごとに明らかにされたもの															
6	□	□	労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類	出勤簿(タイムカード)以外に労働日ごとの残業時間や勤怠状況が管理された書類がある時に必要															
7	□	□	対象労働者の労働者名簿等の書類の写し (雇入れ年月日及び氏名が確認できるもの)	初回の申請時のみ必要															
8	□	□	対象労働者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し (1週間の所定労働時間及び雇用契約期間が確認できるもの)	雇入れ時点のものが必要(初回の申請時) 雇用期間が更新された場合や労働条件に変更が生じた場合は、更新・変更後の書類(写)も併せて必要 ※トライアル雇用助成金と併用する場合は、雇入れ時点のもの、常用雇用へ移行した時点のもの(写)が必要															
9	□	□	対象労働者であることを証明する書類 ①対象労働者が発達障害者の場合 医師の診断書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名及び発達障害者であることが確認できるもの	対象労働者が発達障害者である場合に必要 ※内容に変更がない場合、第2期以降省略可															
10	□	□	対象労働者であることを証明する書類 ②対象労働者が難治性疾患患者の場合 医療受給者証(写)、登録者証(写)、障害福祉サービス受給者証(写)、医師の診断書(原本又は写し)又は公的機関が発行する書類(原本又は写し)であって対象労働者の氏名及び難病の病名が確認できるもの	対象労働者が難治性疾患患者である場合に必要 ※内容に変更がない場合、第2期以降省略可															
11	□	□	年間カレンダー又は就業規則の写し	変形労働時間制を導入している事業主のみ															
12	□	□	有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書	有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合、初回の申請時のみ必要															
13	□	□	【氏名変更があった場合】 その事実がわかる書類の写し(変更の実実が確認できる労働者名簿の写し等)																
14	□	□	【対象労働者が申請日時点で離職をしている場合】 その事実がわかる書類の写し(離職年月日・離職理由などが明らかにされた労働者名簿の写し等)																
15	□	□	【必要に応じて添付する書類①】 最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特例の許可を受けたことを示す書類	対象労働者が最低賃金の減額特例の許可を受けている場合															
16	□	□	【必要に応じて添付する書類②】 中小企業事業主であるか否か確認するための書類 ア 支給申請書の「4.事業所数(雇用保険適用事業所数)」が複数ある場合 ・全ての雇用保険適用事業所番号を記載した資料(任意様式) イ 支給申請書の「6.常時雇用する労働者の数」が下表に定める数以下である場合であって、申請事業主の雇用保険被保険者数が下表に定める数を超えている場合 ・雇入れ日における、雇用形態別の労働者数等を記載した疎明書等  <中小企業とは、業種ごとに下表に該当するもの> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>産業分類</th> <th>資本金の額・出資の総額</th> <th>常時雇用する労働者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業・飲食店</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数	小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本金等の額の確認により中小企業事業主であることが確認できる場合は、常時雇用する労働者の数についての資料は必要ありません。</li> <li>個人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人等で資本金等を有しない事業主等にあつては、常時雇用する労働者の数により中小企業事業主であるか否か確認することとなります。</li> <li>大企業事業主の場合は、確認資料は必要ありません。</li> </ul>
産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数																	
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下																	
サービス業	5千万円以下	100人以下																	
卸売業	1億円以下	100人以下																	
その他の業種	3億円以下	300人以下																	

※上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

▲マイナンバー、医療保険の被保険者等記号・番号が記載されていないことを必ず確認のうえご提出ください。

島根労働局職業安定部【R060401】